

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 技能検定員審査等に関する規則第5条第2項(技能検定員審査合格証明書の再交付)
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：熊本県警察本部運転免許試験課
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許試験課（電話番号：096-233-0116）
備 考：